

事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	児童自立生活援助事業の拡充	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	
関係部局・課室	—	
関連する政策体系		
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
個別目標	1	児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること
個別目標	2	虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）
(1)現状分析 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、平成15年度全国に19か所の予算措置がされているところである。 自立援助ホームに入所する児童は、就職し自立意欲のある児童であるが、近年では、(1)保護者がいても虐待を受け家庭復帰できない児童、(2)児童養護施設等を退所する年齢に達しても引き続き生活習慣などの指導が必要な児童、(3)自立意志はあるものの就職難などにより自活のできない児童、(4)社会経験の不足から、対人関係や就労意識が十分に育っていない児童など、入所する児童の質が変わってきた。
(2)問題点 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設等を退所した後の受け皿として重要と認識されており、児童福祉法上も規定されているが、生活設計や就労に関する相談や日常生活上の生活指導を行うに見合う人員配置が行われていない。
(3)問題分析 児童養護施設等を退所した後の受け皿として重要な児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、生活設計や就労に関する相談や日常生活上の生活指導を行うに見合う人員配置や実施施設数の増加を図る必要がある。
(4)事業の必要性 児童養護施設等を退所した後、安定した自立生活を送ることができるように支援を行っていくことが健全な社会人の育成につながる。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
自立援助ホームに入所する児童は、就職し自立意欲のある児童であるが、現在においても、(1)保護者がいても虐待を受け家庭復帰できない児童、(2)児童養護施設等を退所する年齢に達しても引き続き生活習慣などの指導が必要な児童、(3)自立意志はあるものの就職難などにより自活のできない児童、(4)社会経験の不足から、対人関係や就労意識が十分に育っていない児童など、入所する児童が存在している。 このような状況を踏まえ、今後も児童自立援助事業を推進していく必要があると考える。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 ()

(2) 事業の内容 (概要)

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) は、児童養護施設等を退所後の児童の自立を支援するため、自立援助ホームにおいて、相談や日常生活上の援助及び生活指導、就業の支援を行うものである。
--

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額 (単位: 百万円)	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
	114	1, 775	1, 783	2, 307	2, 668

※H 1 7年度からは統合補助金の内数。

※H 2 0年欄は、予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
児童自立生活援助事業の実施か所数の増	
政策効果が発現する時期	なし。
目標達成時期	なし。

4. 評価指標

アウトプット指標	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 児童自立生活援助事業の実 施か所数の増 (単位: か所)	20	22	26	36	41
(調査名・資料出所、備考)					
・指標 1 は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	児童養護施設等を退所した後、成人になるまでの間の支援の必要性が高いことから、特に年長児のケアについては、国が誘導する形で全国的に取り組む必要があると考える。
有効性の評価	児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等については、自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができ、早期の自立につながる。
効率性の評価	児童自立生活援助事業の充実により、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等の受け皿が確保され、児童の自立につながる。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)	
児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等については、自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができ、早期の自立につながる。	
有効性の評価	児童自立生活援助事業の実施か所数は年々増加しているところであり、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等が自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができるので、自立援助ホームの増加は、より多くの児童の早期の自立につながると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価	親等に代わって、児童指導員等の資格等を有する自立援助ホームの職員が、家庭復帰できない児童等に対して、より専門的な見地から生活指導や援助を行うことにより、児童の自立を効率的に促進できると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項	

なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。